

令和元年度 庁議 議事要旨

会議名称	第2回 政策会議
日時	令和元年 7月17日(水) 午前・ 午後 2時30分～3時30分
場所	町長室
出席者	町長、副町長、教育長、統括監、総務課長、総合政策課長、観光課長、総務課主幹

内 容	<p>【付議】</p> <p>1. 旧給食センター跡地売却について（総務課）</p> <p>(1) 付議事案の概要</p> <p>旧学校給食センター跡地の利活用については、宅地造成も検討したが、もとの形状が歪であるため用地取得が必要であり、さらに造成費用を考慮すると販売金額が高上りとなるため、困難であると考えられる。</p> <p>総務常任委員会でも同様の説明はしたが、売却に関しては慎重な意見が出されており、町全体の利活用の方針などの整理も必要ではないか、という意見も。</p> <p>そこで、①町の公共施設建設用地あるいは民間からの用地希望（町の施策と絡んだ公共的な）などで利用予定は無いのか②利用予定が無い場合、宅地分譲が難しい形状であることから一括して売却することとしてよいか③売却するにあたり、条件を付けることが必要か。</p> <p>以上、意見を伺う。</p> <p>(2) 調整会議での審議結果の報告</p> <p>初回調整会議では、市街地の町遊休地を整理し、また、各課施策を持ち寄り再度、調整会議を開催することとした。2回目の調整会議では、各課において今後の利用予定がない、ということであるので売却すべきとしたが、売却方法については、条件設定含め担当課で検討を要すものとした。</p> <p>(3) 主な意見・質疑・確認事項等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町として売却時の用途指定は？ →現状の都市計画上の用途範囲内で、ということのみ（ほぼ住居専用）。 →アパートが建っただけだという人もいたが、そうなることも十分考えられる。 →建物に対する条件はなかなか付けづらい。付けられるとしても安くしか売れない可能性。契約書で転売禁止の条項はつける方向にしたい（期間設定）。安く売って高く売られる可能性が。 ・町としては、この敷地については将来に渡っても利用の予定が無いということで民間により有効利用してもらうこととする。
-----	--

→前もって隣接者には連絡しておく。売却の詳細な条件については別途協議させ
てもらう。

- ・遊休地の利活用については計画性を持ってこれから進めなければならない。個
別なものに関しては、地域とのやり取りの場を設ける必要もあると思うが、
内部的な計画に関してはこれから整えていく。その中で、給食センター跡地に
関しては売却という意思決定をし、進めていくというところ。

(4) 結果

原案の通り売却するものと決定する。売却の条件設定は別途協議とする。

2. 宿泊税の使途について（観光課）

(1) 付議事案の概要

宿泊税関連予算を9月定例会に上程するにあたり、今年度充当する事業を決
定したい。「個別施策」を正式に了承してもらうとともに、それに付随する個々
の事業については、原課で整理してもらい、充当可能か再度協議したい。その
上で各課より補正予算案として上げてもらう想定。

以上、意見を伺う。

(2) 調整会議での審議結果の報告

個別施策を了承すべきものとし、具体的な事業については次回調整会議に図
る（前段、観光課において集約する）。

(3) 主な意見・質疑・確認事項等

- ・この「個別施策」のもと、宿泊税をスタートさせる。

→個々の事業に関しては次回調整会議で充当の可否について審議する。予算案の
委員会等の説明に関しては、統一の様式で所管ごとで説明していく。

(4) 結果

原案の通り決定するものとし、次回調整会議にて各課より個々の事業に関し
て提案してもらい、本年9月定例会上程に向け、精査、検討を進めることとす
る。

【報告事項】

なし